

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成27年度第3回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成28年3月24日(木) 午前10時～午前11時30分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：川島会長、福本副会長、加園(和)委員、加園(光)委員、佐々木委員、高橋委員、乃一委員、福澤委員、森林委員 欠 席 者：森本委員 事 務 局：文書情報課長、文書情報課主査(法規グループ)、文書情報課主任(法規グループ) 実施機関：教育総務課長、教育総務課主査(学事グループ)、環境課長、環境課主査(公園緑地グループ)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (5) その他
議 題	議題(1) 小学校通学路の防犯カメラによる本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について 議題(2) 公園等での防犯カメラによる本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について 議題(3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1)：可とする。 議題(2)：可とする。 議題(3)：議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、●=事務局等)	○ 本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として審議を進めていきます。会議開会前に文書情報課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断しましたので、公開により開催します。 報告事項 (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について ○ 報告事項についてですが、御異議がなければ、報告事項(1)から報告事項(4)までを一括での報告とさせていただいてよろしいですか。 ○ 異議なし。 ○ それでは、報告事項(1)から報告事項(4)まで、事務局に報告を求めます。 【説明要旨】 ● 報告事項(1)から報告事項(4)まで、一括して報告します。 まず、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」です。 会議次第の1ページ及び2ページを御覧ください。

この表は、平成28年2月29日までに市長に報告されている個人情報取扱業務について、部署ごとの件数をまとめたものです。

この件数は、この後、報告事項(2)で報告させていただく個人情報を取り扱う業務の開始の届出を反映した件数となっております。

2ページの下合計欄を御覧ください。2月29日現在、各実施機関における個人情報取扱業務の件数ですが、市長から議長までの実施機関の合計で、615件となっております。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」を報告します。

会議次第の3ページ及び報告資料の5ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始の届出については、「臨時福祉給付金支給事務」を含む15件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

開始の届出に係る事項の詳細については、報告資料の5ページのとおりでございます。

届出に係る事項の詳細についてですが、ナンバー2からナンバー8まで、公共施設予約システムの導入に伴い、公共施設の利用者等の登録に係る氏名や年齢等の個人情報を収集することによる届出でございます。ナンバー9からナンバー14については、番号制度における個人番号が利用開始されたことに伴う届出となっております。なお、ナンバー15の武蔵村山市行政不服審査会運営事務についてですが、事後救済手続きを規定した行政不服審査法が約50年ぶりに改正され、公平性の向上の観点から、第三者機関への諮問制度が導入されました。この第三者機関が武蔵村山市行政不服審査会であり、不服申立てについて審査庁の判断の妥当性をチェックする機関です。この武蔵村山市行政不服審査会の委員に関し個人情報を新たに保有することから届出をしたものでございます。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」報告いたします。

会議次第の4ページ及び報告資料の13ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更の届出につきましては、「社会教育施設等利用者団体・グループ登録に関する事務」を含む72件ございまして、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細についてですが、ナンバー1からナンバー6までについては、公共施設予約システムの導入に伴い、新たに個人情報の記録項目に年齢を追加することによる届出でございます。報告資料の16ページのナンバー7から75ページのナンバー72までについては、番号制度の導入に伴い、新たに個人番号を保有することによる届出でございます。

次に、報告事項(4)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」報告いたします。

会議次第の5ページ及び報告資料の79ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の外部提供の届出につきましては、「住民基本台帳事務、戸籍事務」を含む122件ございまして、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の79ページから121ページまでのとおりでございます。

説明については以上です。

【主な意見等】

- 事務局の報告について、何か御意見、御質問はありますか。

～意見なし～

- それでは、報告事項(1)から(4)までについて了解しました。
続きまして、報告事項(5)その他について、事務局から何かございますか。
- 事務局からは特にございません。

議題

- (1) 小学校通学路の防犯カメラによる本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について

【説明要旨】

- 会議次第の7ページ及び資料1「通学路防犯設備整備事業計画(案)」を御覧ください。

武蔵村山市教育委員会では、通学路における児童の見守り活動を補完するため、市内の小学校の通学路に防犯カメラを設置し、児童の安全確保の強化を図るものでございます。また犯罪等が発生した時に、捜査機関等へ映像データ等を情報提供することにより、犯罪者の検挙等に寄与することを目的に防犯カメラを設置するものでございます。

諮問事項としては、これら防犯カメラの設置に伴い、本人以外のものからの個人情報の収集及びこの本人以外収集をした際の本人への通知の省略並びに教育総務課が保有することとなる映像データの個人情報の外部提供及びこの外部提供をする際の本人への事前通知の省略となります。

詳細につきましては、教育総務課から説明させていただきます。

- それでは、資料に基づき、御説明申し上げます。
資料1「通学路防犯設備整備事業計画(案)」を御覧ください。
事業の目的は、学校、地域等が連携し、登下校時の通学路における児童の見守り活動を補完するため、防犯カメラを設置し、安全確保の強化を図るものでございます。

次に、事業内容でございます。通学路に防犯カメラを設置することは、本市では初めてですが、警視庁では、平成22年度に大南民間交番、中原民間交番の校区である、村山学園第四小学校、大南学園第七小学校、第八小学校、第十小学校の通学路に子供見守りカメラを設置しており、犯罪認知件数の減少等の効果が得られております。

この度、国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助の対象となることから、本市でも平成28年度に雷塚小学校及び大南学園第七小学校への防犯カメラの設置をするものです。

なお、この後も御説明しますが、映像の記録については、通学路の防犯及び安全のために必要な範囲に限定すること、警察等からの捜査機関から、書面で照会を受けた時には、記録の提供・閲覧に応じること、24時間運用、映像記録の保管は最低7日間とするものです。

教育委員会として想定している効果ですが、犯罪認知件数の減少、子供を見守ることの重要性を住民の方々に意識づけにより、見守り活動が活性化され、犯罪検挙への貢献等を期待しております。

次に、資料5を御覧ください。年次計画案でございます。

平成28年度から平成30年度までの3か年で、全ての小学校の通

学路に設置する計画であり、平成29年度では3校に、平成30年度では4校に設置することが、平成28年度の実施計画で採択されております。

資料1にお戻りいただき、裏面を御覧ください。

今後のスケジュールでございますが、4月に入札を行い、業者との契約締結後、防犯カメラの設置場所は電柱とすることから、東京電力の許可を得た後、設置工事を開始し、9月には設置工事を終了し、9月下旬から運用を開始したいと考えております。

次に、設置の要件についてですが、4点ございます。

1点目が、学校、地域又は保護者等により児童を見守る体制があること。

2点目が、防犯カメラの設置に関し、地域住民その他の関係者の合意が得られていること。

3点目が、防犯カメラ設置場所の管理者の許可または承認が得られていること。

4点目が、事業の開始までに、防犯カメラの設置及び運用に関する基準が定められていることでございます。

次に、管理運用方法ですが、3点ございます。

1点目が、映像データの録画、保存、提供、消去や記録媒体の更新、破棄については、データの流出に十分注意し、適切に行います。なお、設置する防犯カメラは、カメラと記録部分が一体となったものを想定しており、人間がモニターを見るといったことはありません。

2点目が、映像データの閲覧等による開示については、法令等に基づく時、又は、捜査機関から犯罪捜査の目的で照会を受けた時に限ることとし、照会日、照会目的、申請者等を明示された書面により行ってまいります。なお、人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由がある場合にも閲覧等による開示を行う考えでございます。

3点目は、高度な個人情報を取り扱うことから、データの流出がないよう秘密の保持について仕様書等に盛り込み、保守管理業者についても十分留意してまいります。

次に、防犯カメラの設置でございます。

まず、防犯カメラの設置場所の選定についてですが、通学路であること、通学路を利用している児童の数、通学路合同点検等の情報、これまでの防犯情報、不審者情報、子供の見守り活動等を考慮した上で候補地を挙げ、学校やPTA等の意見を伺った上で、案を作成し、その後に防犯協会、交通安全協会、自治会等へ提示し、意見を伺うこととしております。なお既に、雷塚小学校、大南学園第七小学校につきましては、3月2日に設置個所の説明会を開きまして、御了承いただいたところでございます。今後、地域住民の方々に改めて説明会を開き、御理解をいただくこととしております。

次に、防犯カメラに標示板を設置することについてですが、こちらは、防犯カメラを設置していることを周知し、設置目的を御理解いただくこととございます。なお、本市の個人情報保護条例では、個人情報を収集する際は、本人からの収集が原則とされておりますが、不特定多数の方に事前に同意を得ることは不可能なことから、標示板を設置することで、本人以外のものからの個人情報の収集及び本人への通知を省略させていただきたいと考えております。

次に、防犯カメラの運用ですが、撮影は24時間で、映像記録の保管は7日間とし、自動更新機能を備えたものを設置いたします。

次に、映像データの閲覧等による開示ですが、法令等に基づく時又は、捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた時に限定し、開示請求等がなされた時は、本市教育委員会から、保守点検業者に、データの抜き取り作業をさせ、そのデータを受け取り、捜査機関等に提供することとします。なお、捜査機関等は、データの閲覧後は本市教育委員会へデータの返却をすることとします。

次に、地域住民その他関係者の合意形成でございますが、設置工事が完了する時期に合わせ、市報、市のホームページに掲載し、周知を図ることを考えております。

次に、防犯カメラの個人情報保護対策について御説明します。
資料1の7ページを御覧ください。

まず、組織的安全管理措置でございます。

表にお示ししたとおり、管理責任者等を定め、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等に努めます。

次に、目的外利用等の制限でございます。

本市個人情報保護条例第8条では、あらかじめ本人の同意がある場合などは、保有個人情報の目的外利用及び外部提供ができ、また同条例施行規則で本人通知は不要とされております。ただし、人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるときは、目的外利用及び外部提供が可能とされておりますが、本人への通知が必要とされております。防犯カメラによる映像データは、不特定多数の方々が記録され、目的外利用及び外部提供するに当たり、あらかじめ本人の同意を得ることは不可能であることから、本人への通知について省略をさせていただきたいと考えております。

次に8ページを御覧ください。

物理的安全管理措置でございます。

(1)防犯カメラ等の設置場所、(2)設置位置(高さ)は御覧いただいているとおりでございます。(3)の個人のプライバシーの配慮でございますが、カメラ設置周辺の個人宅、玄関先を撮影することがないようにあらかじめ、黒塗り等のマスキング処理をします。住宅が密集する場所では、道路の両脇が黒塗りされることが予想されますが、あくまでも防犯カメラにより収集する映像データは通学路の防犯及び安全のために必要な範囲に限定するものです。

次に、肝心の映像記録装置部分ですが、開閉には、特殊なねじ等で第三者が容易に開閉できないようにします。

次に、閲覧用のパソコンの管理でございますが、こちらのパソコンの利用の想定としては、初期設定や、提供する映像データの内容確認をする時など限定しての利用となります。

次に、無線LANにつきましては、登録した固有のクライアントパソコンのみのアクセスとなるよう制限し、また、外部から電波を検知されないよう機能的な安全管理措置を施すなど、セキュリティに万全を期してまいります。

次に、定期点検でございますが、誤作動や、故障が生じていないかどうか定期的に業者が点検しますが、その他、スクールガードリーの巡回や通学路での交通安全指導時に担当教諭に点検してもらうなど、良好な運用が保てるよう努めてまいります。

次に、設置予定箇所の選定でございます。

資料2を御覧ください。

候補地の選定に当たっては、指定通学路、学区全体のバランス

を考慮し、これまでの防犯情報、不審者情報を加味し、学校、PTA、地域住民との合同点検時に、危険と認知された箇所や、実際登校中の児童の動線や交通量を市職員が確認し、危険と思われるところを選定いたしました。

箇所数は、雷塚小学校に10か所、大南学園第七小学校に10か所の計20か所となりますが、東京電力に許可申請をしても認められないことも考えられることから、設置個所の予備地も選定してごさいます。

選定箇所が決定したら、地域住民の方々に周知したいと考えております。

説明は以上でございます。

【主な意見等】

- 防犯カメラの存在を掲示することですが、犯罪を起こそうという人にも知らせることとなるのではないのでしょうか。
- 掲示をすることにより、犯罪の抑制に繋がると考えております。
- 現在設置されている子ども見守りカメラでは、犯罪の抑制など一定の効果が得られているのでしょうか。
- 子ども見守りカメラは警察署が管理しており、警察署のホームページに掲載された情報だと、犯罪の認知件数が減少するなどの一定の効果は出ているとのことでした。
- 標示板のサイズについて教えてください。
- 防犯カメラの設置方法ですが、電柱に支柱をくくりつけ、その支柱にカメラ及び掲示板を設置する予定であり、支柱のサイズは、縦が60cm、幅が30cmのもので検討しております。標示板のサイズについては風の抵抗等も考慮し、縦30cm、長さ30cmのものを検討しています。
- 防犯カメラ自体が盗難にあった場合、警察に通報するのですか。
- 防犯カメラは特殊なネジで設置することから、盗難されることは考えておりません。
防犯カメラを設置している他の自治体でも盗難の事例はなく、特段の対策を講じているということも聞いておりません。
- 例えば、石を投げられカメラを破損されるという事例もないのでしょうか。
- そういった事例は聞いておりません。
- もし、そのような事例が発生し、SSDカードが盗難にあったとしても、専用のソフト及び専用のパスワード、IDがないと閲覧できないようになっていることや、無理に取り出そうとするとデータが破棄されるようなセキュリティ対策をとっています。
- カメラ自体に記録媒体が付いているということでしょうか。
- そのとおりです。
- 電波を飛ばして閲覧することはできないのですか。
- 無線LANでWiFiを飛ばすことができますが、ステルス機能がついており、IPアドレスが見られない設定がされております。
- 通学路付近の個人宅に防犯カメラの設置協力をお願いするということは考えていないのでしょうか。
- 個人宅に設置をすることは考えておりません。
- 外部提供先が捜査機関等となっているが、「等」は何を指しているのですか。また本人から開示請求がされた場合、例えば当該本人がマスクやメガネをしている場合などは本人特定を誰がどのようにするのですか。

- まず、等が指すものですが、警視庁、警察庁などを考えております。

次に、マスクやメガネ等をしている人物を本人と特定することは非常に難しいと想定されることから、そういった場合は、非開示となると考えております。

- 例えばランニングをしている人から、自分がどのように映りこんでいるのか確認したいと開示請求をしてきた場合、当該請求に応じるのですか。

- 本市の個人情報保護条例では、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合は非開示とされております。しかしこれら非開示情報が容易に区分して除くことができる時は、開示することとされていることから、マスクング処理等により開示することができる場合は一部開示を行うということも考えられます。

- 子供見守りカメラでは、どの程度開示請求があるのですか。

- 子供見守りカメラは警察機関が設置したものであることから、本市では把握をしておりません。

【審議結果】

- 議題(1)について、本人以外のものからの個人情報の収集及び外部提供等を可とします。

議題

- (2) 公園等での防犯カメラによる本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について

【説明要旨】

- それでは、議題(2)「公園等での防犯カメラによる本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について」、御説明いたします。

会議次第の9ページ及び資料3「公園等防犯カメラ設置業務」を御覧ください。

公園等での治安の維持や、犯罪の抑止・減少及び犯罪検挙のため、市内の公園等に防犯カメラを設置し、安全性の確保を強化するものでございます。また犯罪等が発生したときには、捜査機関等に情報提供することにより、犯罪者の検挙等に寄与することを目的に防犯カメラを設置するものでございます。

現時点での防犯カメラを設置する計画は、「平成27年度国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金交付要綱」に基づき厚生労働省から交付される補助金により、雷塚公園に防犯カメラを設置するものでございます。

諮問事項といたしましては、これら防犯カメラの設置に伴い、本人以外のものからの個人情報の収集及びこの本人以外収集をした際の本人への通知の省略並びに環境課が保有することとなる映像データの個人情報の外部提供及びこの外部提供をする際の本人への事前通知の省略となります。

詳細につきましては、環境課から説明させていただきます。

- それでは、公園等における防犯カメラの設置について、資料3、資料4に基づき、御説明させていただきます。

資料3の「公園等防犯カメラ設置業務」を御覧ください。

1点目、業務概要の(1)業務の目的は、公園等に防犯カメラを設置することにより、犯罪の抑止効果を高め、また、公園施設における器物破損等の犯罪が発生した場合に、犯罪者の検挙に寄与することを目的としています。

次に、(2) 業務内容では、① 防犯対策の観点から、必要に応じて防犯カメラを公園等に設置いたします。② 防犯カメラの運用時間は24時間とし、映像データの保管期間は、原則として7日間といたします。

③ 設置予定の防犯カメラは、映像を記録する機能を有し、「法令等に基づく場合」及び「捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合」にのみ、その映像データを外部提供いたします。

続いて、(3) 想定される効果は、治安の維持、犯罪の抑止・減少、及び、犯罪検挙が挙げられます。

2点目、設置計画でございますが、現時点で防犯カメラを設置する計画は、「平成27年度国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金交付要綱」に基づき厚生労働省から交付される補助金によるもので、雷塚公園の施設整備を予定しております。その中で、5台の防犯カメラを公園内に設置する計画です。設置時期は平成28年10月を工期限とし、その後に運用開始を予定しています。

資料4の「雷塚公園防犯カメラ設置位置図」を合わせて御覧いただき、5台の設置位置を御確認ください。位置図では、防犯カメラ設置位置を1.5センチメートル程度の大きさの四角形で囲っています。記号では③が防犯カメラを表しています。

雷塚公園以外の公園等においては、今後、器物破損、落書き等のいたずら、痴漢などの発生状況を勘案し、必要に応じて防犯カメラを設置する予定です。

資料3の3点目、設置要件及び運用手順、4点目、管理運営方法でございますが、資料3の2ページ以降に記載されております、本市の総務部防災安全課が平成27年7月29日に策定いたしました、「武蔵村山市の施設等における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱」に基づき、環境課長を管理責任者に定めて、実施することになります。

説明については以上となります。

【主な意見等】

- カメラの設置について掲示版を置くのでしょうか。
- 武蔵村山市の施設等における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱第6条では、管理責任者は、防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示するものとする。とされていることから、公園に設置されている公園の利用案内等が記載された掲示版により、その旨を表示しようと考えております。
- 具体的な表示については決まっていないということですか。
- 公園内の防犯カメラの設置については、園内灯に設置する予定ですが、カメラごとに掲示版を付けるのではなく、公園入口等にある案内版に掲示する予定であります。
- 保存期間7日間というのは基準があるのですか。
- 武蔵村山市の施設等における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱に7日間と規定されていることから原則7日間の保存としていますが、防犯カメラの機種によっては、7日間以上保存することも考えています。
- 防犯カメラが撮影している向きは一目で分かるのですか。
- 目を凝らさないと防犯カメラの撮影向きは分からないと思われます。
- 不審者情報があった場合は、その都度、防犯カメラを設置するのですか。
- 環境課では公園、児童遊園、運動場など施設管理をしています。これらの施設内において器物破損や、痴漢等の犯罪が頻繁にあるということであれば、今後他の公園にも防犯カメラを設置する考えであり、不審者情報があったからといって直ちに公園にカメラを増やしていくという考えはありません。

【審議結果】

	<p>○ 議題(2)について、本人以外のものからの個人情報の収集及び外部提供等を可とします。</p> <p>議題</p> <p>(3) その他</p> <p>● 特にありません。</p>
	- 以上 -

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="font-size: 2em;">()</p>	<p>傍聴者： <u>0</u> 人</p>
-------------------------	--	------------------------

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>総務部 文書情報課 (内線：385)</p>
--------------	---------------------------